

平成29年3月3日

相続関連業務における千葉銀行との協働開始について ～「千葉・武蔵野アライアンス」提携施策～

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）と千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、「千葉・武蔵野アライアンス」に基づく提携施策として、平成29年4月3日（月）より、相続関連業務において協働を開始いたしますので、お知らせします。

当行ではこれまでも、お客さまの相続や円滑な財産承継に関するニーズにお応えするため、信託代理店として遺言信託、遺産整理業務などの相続関連業務を取り扱ってまいりました。

今般、当行は千葉銀行と「代理店方式」で業務提携し、同行の相続業務に関する知見やノウハウを活用していくことで、お客さまからの様々なご相談にワンストップでお応えすることが可能となります。

これにより、お客さま一人ひとりの相続や財産承継に関するニーズに、積極的にお応えしてまいります。

今後も当行と千葉銀行は、地域のお客さまの利便性向上や地域経済の更なる発展のため、様々な提携施策をスピード感を持って展開してまいります。

以上

報道機関からのお問い合わせ先
地域サポート部 小川
TEL (048) 641-6111 (代) 内線 2373